

# 臼杵市ブランド開発支援事業補助金 募集要領

## 1. 事業の目的

意欲のある農林水産業者や中小企業者等に対し、臼杵市の農林水産物等の地域資源を活用した安心安全で魅力ある特産品の開発、加工、販売や販路拡大などの主体的な取り組みを支援することにより、特産品のブランド化、地産地消の促進等地域産業の活性化を図ることを目的としています。

## 2. 補助対象者

市内に住所を有し、農林水産加工等を行う組織又は食品加工業者など

## 3. 補助対象事業

### (1) 補助要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①本市産の農林水産物等の地域資源を活用した取組であること。
- ②成果が本市の産業振興に寄与するものであること。
- ③開発された商品について、ラベル、パッケージ等に、本市産の地域資源を使用していることが分かるように表記すること。

### (2) 補助内容及び補助金の額

事業区分	事業内容	補助率	補助 限度額
①研究開発 支援事業	臼杵市の農林水産物等の地域資源を活用し、新たな商品開発に繋げるための調査研究や試作品開発等の支援	10/10 以内	20万円
②商品化促進 支援事業	臼杵市の農林水産物等の地域資源を活用した新たな商品開発の支援	1/2以内	100万円
③販売力強化 支援事業	臼杵市の農林水産物等の地域資源を活用した商品の販路を新たに県内外に拡大する取組を支援	1/2以内 (2/3以内)	100万円
④施設整備 支援事業	臼杵市の農林水産物等の地域資源を活用した加工・販売施設の整備、機械器具等の導入の支援	1/3以内	100万円

※1 表中のカッコ内は、臼杵ブランド認証を受けた商品の場合

※2 ②及び③を併せて申請する場合は、事業に対し交付する補助金の限度額は100万円となります。

※3 当該年度内において、①と②、③、④は併せて実施することはできません。  
(②及び③は、組み合わせて申請できます。)

※4 ④は②又は③の事業を行ったものに限りません。

※5 ③には、販路を拡大する「既存商品の改良」も含まれます。

(ただし、臼杵ブランド認証を受けた商品及び認証を目指すものに限りません。)

※6 ③は、②の事業を行ったもの、「既存商品の改良」を目的とするもの、臼杵ブランド認証を受けた商品に限りません。

(3) 補助対象経費

(ア) 補助対象経費及び内容

事業区分	補助対象経費区分	補助対象経費の内容
①研究開発支援事業	(1)研究開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、器具購入費、外注費（加工費、調査研究費、分析費、技術指導等に係るコンサルタント費等）、マーケティング費等
	(2)謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	(3)旅費	講師等外部専門家及び事業実施に必要な役職員の旅費
	(4)事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費等
	(5)その他	上記以外で市長が認める経費
②商品化促進支援事業	(1)商品開発費	原材料費、機械装置等リース又はレンタル費、器具購入費、外注費（加工費、調査研究費、分析費、技術指導等に係るコンサルタント費、デザイン費、筆耕翻訳料等）、産業財産権等取得費等
	(2)謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	(3)旅費	講師等外部専門家及び事業実施に必要な役職員の旅費
	(4)事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費等
	(5)その他	上記以外で市長が認める経費
③販売力強化支援事業	(1)販売力強化費	原材料費、外注費（加工費、調査研究費、分析費、技術指導等に係るコンサルタント費、デザイン料、筆耕翻訳料、展示会等への出展に係る装飾制作料及び通訳委託料、広報関係費等）、展示会等への出展に係るマネキン料、広告宣伝費、会場借上料（展示会等への出展に係るブース代、展示会等の設備に係るレンタル料、ブース装飾材料費等）、産業財産権等取得費、サンプル作成費等
	(2)謝金	講師等外部専門家に対する謝金
	(3)旅費	講師等外部専門家及び事業実施に必要な役職員の旅費
	(4)事務費	会議費、会場借用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
	(5)その他	上記以外で市長が認める経費
④施設整備支援事業	(1)施設整備費	土地測量設計費、造成費、建物本体工事費、設備工事費、設計管理費、その他建物工事に必要な諸経費
	(2)機械器具費	農林水産物等加工食品の製造、保管に必要な機械器具

(イ) 証拠書類

本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類（領収書等）によって金額等が確認できるもののみとします。また、加工開発等に至る報告書（写真など）も証拠書類として必要です。

#### (ウ) 留意事項

- ①以下に掲げる経費については、補助金の交付の対象となる経費からは除外します。
- ◆機械装置等リースに係る経費において、車両又はパソコン等の汎用性があると認められる経費
  - ◆既存（本体）事業との区分が不可能な共通的経費
  - ◆消耗品で取得する物品等にかかる費用において、3万円を超える経費
  - ◆原材料費で自社の原材料を自ら購入した経費
  - ◆以下の展示商談会などへの出展
    - ・その場で小売することを主目的としたもの（売上げが発生）
    - ・広く一般に公開されていないもの
  - ◆その他補助することが適当でないと認められる経費
- ②領収書は、宛名に申請者名が記載され、「但し書き」があるものに限り、
- ③原材料費等は、試作にかかるものに限り、また、試作等を行う場合、原材料受払簿、及び、試作した実績がわかる書類（レシピ、写真等）で確認できるもののみが対象となります。
- ④ラベルやパッケージ等を製作する場合、そのデザイン料のみが対象となり、印刷物は対象外です。

## 4. 補助対象期間

交付決定日から2022年2月28日（月）までとしますので、この期間中に計画期間を設定してください。

※事業完了後は速やかに完了書類を提出してください。

## 5. 審査について

白杵市ブランド開発支援事業補助金審査会において審査を行います。なお、審査は原則非公開とします。

### (1) 審査方法

提出された書類を審査会で審査します。必要に応じて事業計画書に基づき資料等を作成し、プレゼンテーションを行っていただきます。審査日時は、別途ご連絡します。

### (2) 審査基準

以下の項目に従って総合的に審査します。

### <研究開発支援事業>

- ア 新規性や独自性があること
- イ 事業実施プロセスが妥当であること
- ウ 事業実施体制が整っていること
- エ 市場ニーズに沿っていること
- オ 地域資源の供給体制の見込みが明確であること

### <商品化促進支援事業、販売力強化支援事業及び施設整備支援事業>

- ア 新規性、成長性、独自性があること
- イ 事業実施プロセスが妥当であること
- ウ 事業実施体制が整っていること
- エ 市場ニーズに沿っていること
- オ 地域資源の供給体制の見込みが明確であること
- カ 商品の生産体制が整っていること
- キ 販売手法が明確であること
- ク 販売目標が妥当であること
- ケ 地域経済への活性化につながること
- コ 活用する地域資源等について、生産拡大や品質向上等が見込まれること

#### (3) 審査結果

審査終了後、申請者に審査結果を書面で通知します。

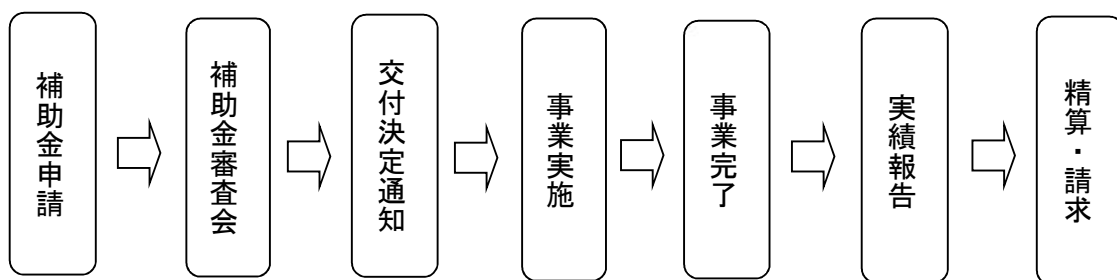
#### (4) 公表

採択された事業は、事業主体名、事業名、事業概要等を公表する場合があります。ただし、研究開発、新商品開発など外部に公表することが時期尚早なもの、望ましくないものについては、公表範囲を事前に協議します。

#### (5) 採択後のスケジュール

- ◆事業の実施は、補助金交付決定後となります。なお、事前着手は認めません。
- ◆補助金は、原則精算払いとなります。

## 6. 補助金の流れ



## 7. 募集期間

2021年4月1日（木）～2021年5月31日（月） ※土日祝日は除く

## 8. 提出書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他
  - ・税の滞納がないことを証明するもの（県・市税納税証明書又は非課税証明書）

## 9. 提出及び問い合わせ先

臼杵市産業促進課 食文化創造都市推進室

■住所：〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1

■TEL：0972-86-2713（直通）

■FAX：0972-64-0203

## 10. 注意事項

- (1) 必ず補助金交付要綱、実施要領をご覧のうえ、申請してください。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 申請には事前相談が必要です。（相談の日時を事前にお知らせください。）